

日本女子大学附属豊明小学校におけるいじめの防止に関する基本方針

平成26年6月作成
令和8年9月7日改訂

本学校は、「いじめ防止対策推進法」並びに、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、学校の設置者としての学校法人日本女子大学と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「いじめへの対応」の各段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

本基本方針は、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき策定するものである。

第1 基本的な考え方、常設組織

1 いじめの定義

本基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条1項）。

なお、当該定義に沿っていじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合には、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。

2 いじめ対策委員会の設置

- (1) 本学校におけるいじめの防止等に関する措置を行うため、いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。
- (2) 対策委員会は、常設の機関とする。
- (3) 対策委員会は、校長・教頭・指導部主任・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。ただし、必要に応じて、当事者である児童の学年主任や学級担任、その他事案に深くかわる教職員等、校長が指名する者を構成員に加え、臨時拡大会議を設けることができる。

(4) 対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること
- ・その他、いじめの防止等に関すること

第2 未然防止

1 いじめの防止に向けた啓発活動

児童、保護者及び教職員に対して、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

特に、児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、方針を策定する取組を推進する。また、学校だより等を通じて、家庭にいじめ防止等に関する考え方を共有する。

2 道徳教育及び人権教育等の充実

児童に対して、いじめの防止等のために、道徳教育、人権教育、読書活動・体験活動等の充実を図る。

3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等の機会を設け、その資質の向上を図る。

第3 早期発見

1 相談体制の整備

いじめの早期発見のための相談体制（電話相談窓口、保健室や学校カウンセラー相談等）を整備し、周知する。

2 定期的な調査その他の必要な措置

児童に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査や教育相談の実施その他の必要な措置を講じる。

3 情報共有体制の整備

いじめの疑いに関する情報を特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、情報共有の機会を設ける。

4 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

児童、保護者及び教職員等から、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する児童がいじめを受けている疑いが生じたときは、対策委員会を中心として、速やかにいじめを受けている可能性のある児童の安全を確保し、情報を共有し、事実を確認するための措置（第4記載）を行う。

第4 いじめへの対応

1 事実の確認を行うための措置等

- (1) 在籍する児童がいじめを受けている疑いが生じたとき、学校は、聞き取りや、必要に応じてアンケートを実施する等、事実確認を行うための措置をとる。
- (2) 学校は、前号の調査の結果を、学校の設置者に報告する。

2 いじめが確認された事案への措置

- (1) いじめを受けた児童への対応
 - ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
 - ・ 必要に応じて、いじめを受けた児童又はいじめを行った児童に対して、所属教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- (2) いじめを行った児童への対応
 - いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- (3) 保護者間での情報の共有等
 - いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との間で、いじめの事案に係る情報を共有するための措置やその他必要な措置を行う。
- (4) 警察等の刑事司法機関との連携
 - いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

3 重大事態への対処

(1) 発生報告

いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者及び東京都知事（東京都私学部私学行政課）に、その旨を報告する。

(2) 重大事態調査委員会の設置

ア いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が生じた場合、その調査及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会を、学校又は学校設置者に設置する。

イ 重大事態調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

ウ 重大事態調査委員会は、以下の構成を中心とし、必要に応じて専門家（弁護士、学識経験者、心理又は福祉に関する専門家等）を加える。ただし、学校設置者が特に必要性を認める場合には、外部専門家のみの構成とする。

（ア）学校に設置する場合

対策委員会の構成員

（イ）学校設置者に設置する場合

日本女子大学、同附属中学校、同附属高等学校の教職員

(3) 個人情報の取り扱い

調査の過程で収集する個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法や本学校の定める規程等に基づいて対応する。

(4) 重大事態調査の結果は、速やかに学校の設置者及び東京都知事（東京都私学部私学行政課）に報告する。

第5 基本方針の見直し

対策委員会を中心として、全教職員により、本基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。